

舞 鶴 総 第 110 号

平成 30 年 8 月 23 日

舞鶴市議会議長

上 野 修 身 様

舞鶴市長 多々見 良 三

(公 印 省 略)

平成 29 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

(報告)

みだしのことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の状況

(単位：%)

健全化判断比率		平成27年度	平成28年度	平成29年度	早期健全化基準 (注1)	財政再生基準 (注2)
実質赤字比率		—	—	—	12.54	20.00
連結実質赤字比率		—	—	—	17.54	30.00
実質公債費比率		10.1	10.2	10.6	25.0	35.0
将来負担比率		101.3	105.1	113.0	350.0	
公営企業 の 資金 不足 比率	水道事業会計	—	—	—	(経営健全化基準) (注3) 20.0	
	病院事業会計	—	—	—		
	簡易水道事業会計	—	—	—		
	貯木事業会計	—	—	—		
	下水道事業会計	—	—	—		

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は赤字又は資金不足が発生した場合のみ算出されるもので、比率が算出されない場合は「—」と表示している。

- (注1) 地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準。
指標のいずれかがこれを超えると、早期健全化計画の策定が必要となり、自主的な取り組みによって、財政の健全化を図ることとなる。
- (注2) 地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準。
指標のいずれかがこれを超えると、財政再生計画の策定が必要となり、国の管理の下、財政再建を図ることとなる。
- (注3) 公営企業ごとに算定した資金不足が拡大した状況において、自主的かつ計画的にその経営の健全化を図るべき基準。
指標がこれを超えると、経営健全化計画の策定が必要となる。

(参 考)

- 実質赤字比率…………… 一般会計等の赤字の程度を指標化したもので、一般会計等の赤字額／標準財政規模で求められる数値。この数値が高いほど財政運営状況が深刻であると判断される。
- 連結実質赤字比率…………… 市の全ての会計の赤字・黒字を合計した場合の赤字の程度を指標化したもので、全ての会計の赤字・黒字を合算した場合の赤字／標準財政規模で求められる数値。この数値が高いほど市全体の財政運営状況が深刻であると判断される。
- 実質公債費比率…………… 標準財政規模に占める実質的な公債費(他会計の公債費に対する一般会計繰出金等を含む)に費やした一般財源の割合を表す数値。(過去3ヶ年平均)
18%以上の団体は、地方債の発行に際し、都道府県知事の許可が必要となる。
- 将来負担比率…………… 地方債や、今後他会計の公債費に対して支出が見込まれる一般会計繰出金など、将来負担していく可能性のある債務の年度末時点における残高を指標化した数値。この数値が高いほど将来、財政を圧迫する可能性が高いと判断される。
- 資金不足比率…………… 企業会計の資金不足(赤字)の程度を指標化したもので、それぞれの企業会計の資金不足額／それぞれの企業会計の事業の規模で求められる数値。この数値が高いほど企業会計の財政運営状況が深刻であると判断される。

※29年度の本市の標準財政規模 19,185,642千円



舞監第 10 号
平成 30 年 8 月 20 日

舞鶴市長 多々見 良三 様

舞鶴市監査委員 尾関 善之



舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎



平成 29 年度健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 29 年度舞鶴市健全化判断比率及び資金不足比率並びに関係書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

平成 29 年度 舞鶴市健全化判断比率及び資金不足比率 審査意見書

1 審査の概要

- (1) 提出日 平成 30 年 8 月 20 日
- (2) 監査委員 尾 関 善 之
瀬 野 淳 郎
- (3) 審査の対象
 - ① 舞鶴市健全化判断比率
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率
 - ② 舞鶴市資金不足比率
水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業会計、
貯木事業会計、下水道事業会計
 - ③ 算定の基礎となる事項を記載した書類
- (4) 審査の期間 平成 30 年 7 月 24 日から 8 月 16 日まで

2 審査の方法

舞鶴市監査基準に準拠し、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを審査した。

審査に当たっては、関係書類などについて確認等を行うとともに、関係職員に対して資料の提出や説明を求めた。

3 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されていると認められた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、各公営企業の資金不足比率は、いずれも資金不足を生じていない。

今後とも、将来的に持続可能な行財政運営、公営企業の経営改善により、財政健全化に努められたい。

【健全化判断比率】

(単位：%)

比 率 名	29 年度	28 年度	増△減	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	12.54	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	17.54	30.00
実質公債費比率	10.6	10.2	0.4	25.0	35.0
将来負担比率	113.0	105.1	7.9	350.0	

※実質収支又は連結実質収支が黒字の場合は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示。

【資金不足比率】

(単位：%)

会計名	29 年度	28 年度	増△減	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0
病院事業会計	—	—	—	
簡易水道事業会計	—	—	—	
貯木事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足がない場合は、資金不足比率は「—」で表示。